明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁二～六）　一
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同七～一一）　二
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一二、一三）　三
○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一四）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁七、八）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
耳取遺跡	平成二十七年文部科学省告示第百六十八号	見附市（新潟県）
加越国境城跡群及び道 切山城跡 松根城跡 小原越	平成二十七年文部科学省告示第百六十八号	小矢部市（富山県） 金沢市（石川県）
本證寺境内	平成二十七年文部科学省告示第三十八号	安城市（愛知県）
多田銀銅山遺跡	平成二十七年文部科学省告示第百六十八号	猪名川町（兵庫県）
上牧久渡古墳群	平成二十七年文部科学省告示第百六十八号	上牧町（奈良県）
大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳	平成二十七年文部科学省告示第百六十八号	観音寺市（香川県）

○文化庁告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、和歌山県有田市、同有田郡広川町、同西牟婁郡上富田町及び同東牟婁郡串本町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
熊野参詣道 紀伊路 中辺路 大辺路 小辺路 伊勢路 熊野川 七里御浜 花の窟	平成十二年文部省告示第百六十五号、平成十四年文部科学省告示第二百七号、平成二十四年文部科学省告示第十一号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十二号	有田市（和歌山県） 広川町（和歌山県） 上富田町（和歌山県） 串本町（和歌山県）